

登録商標「PIA」商標権侵害差止請求事件：大阪地裁平成22(ワ)11115・平成23年6月2日(26民部)判決 認容

【キーワード】

商標の類似，権利の濫用，黙示の承諾，信義則違反，使用前調査

【主 文】

- 1 被告は，娯楽施設の役務の提供に当たって使用する看板，ポスター，広告，チラシ，案内板，店舗で使用するシール，POP，会員カード及びウェブサイトにおいて，別紙被告標章目録記載の各標章を使用してはならない。
- 2 被告は，別紙被告標章目録記載の各標章を付した看板，ポスター，広告，チラシ，案内板，店舗で使用するシール，POP及び会員カードを破棄し，ウェブサイト上の別紙被告標章目録記載の各標章を削除せよ。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- 4 この判決の第1項及び第2項(ただし，第2項については，ウェブサイトにおける標章の削除に係る部分に限る。)は，仮に執行することができる。

【事案の概要】

- 1 前提事実(証拠等の掲記のない事実は，当事者間に争いが無い。)

(1) 当事者

原告(株式会社マタハリー・川崎市)は，パチンコ店，ゲームセンター，カラオケ店及びアミューズメントパーク等の経営を目的とする会社である。

被告(神友商事株式会社・兵庫県)は，土地，建物の賃貸借，ボーリング場及び遊技場の経営等を目的とする会社である。

(2) 原告の商標権

原告は，次の商標登録(以下「本件商標登録」といい，その登録商標を「本件登録商標」という。)に係る商標権(以下「本件商標権」という。)を有している。

登録番号	第4164651号
登録日	平成10年7月10日
更新登録日	平成20年3月18日
出願日	平成8年2月26日
指定商品及び役務の区分	第41類
指定役務	娯楽施設の提供ほか
登録商標	別紙原告商標目録記載のとおり

(3) 被告の行為

ア 被告は、兵庫県伊丹市 以下略 において「PIA」という名称のパチンコ店（以下「被告店舗1」という。）を、同市 以下略 において「PIA - 」という名称のパチンコ店（以下「被告店舗2」という。）を、同市 以下略 において「PIA WORLD」という名称のパチンコ店（以下「被告店舗3」という。）を、兵庫県宝塚市 以下略 において「PIA Center P - 1」という名称のパチンコ店（以下「被告店舗4」という。）を、同市 以下略 において「PIA Center P - 2」という名称のパチンコ店（以下「被告店舗5」といい、被告店舗1ないし4と併せて「被告各店舗」という。）を、それぞれ営業している。被告各店舗では、いずれもパチンコやパチスロの遊技台が設置されており、娯楽施設が提供されている（甲3）。

イ 被告は、被告各店舗における娯楽施設の提供に当たって使用する看板、ポスター、広告、チラシ、案内板、シール、POP、会員カード及びウェブサイト（被告の開設するウェブサイト〔<http://www.shinyu-group.com/>〕及び全国パチンコ店情報〔P - WORLD〕のウェブサイト〔<http://www.p-world.co.jp/>〕）において、別紙被告標章目録記載1ないし7の各標章（以下、「被告標章1」などといい、併せて「被告各標章」という。）を使用している（甲3～5，8：なお、被告による被告各標章の使用に係る証拠の詳細は、別紙対照表記載のとおりである。）。

(4) 指定役務の同一性

被告の経営する被告各店舗はいずれもパチンコ店であり、本件登録商標の指定役務に属する「娯楽施設の提供」と同一である。

2 原告の請求

原告は、被告が娯楽施設の提供に当たって被告各標章を看板等に使用する行為が原告の本件商標権を侵害すると主張して、被告に対し、商標法36条1項に基づき被告各標章の使用の差止め、及び同条2項に基づき被告各標章を付した看板等の破棄等を求めている。

3 争点

- (1) 被告各標章は本件登録商標と類似するか（争点1）
- (2) 本件請求が権利の濫用に当たるか（争点2）
- (3) 原告による黙示の承諾の有無（争点3）
- (4) 権利失効の原則により本件請求が信義則違反となるか（争点4）
- (5) 即時の差止めが許されるか（争点5）

【判 断】

- 1 争点1（被告各標章は本件登録商標と類似するか）について

(1) 本件登録商標

本件登録商標は、別紙原告商標目録記載のとおりであり、その外観は、やや縦に長いローマ字の「P」、「I」、「A」で表記され、「ピア」又は「ピーアイエー」の称呼を生じるが、特段の観念を生じない。

(2) 被告各標章

被告各標章は、別紙被告標章目録記載のとおりであり、その外観、称呼及び観念並びに被告各標章における要部は、以下のとおりである。

ア 被告標章1

(ア) 外観

被告標章1は、いずれもローマ字の「P」、「I」、「A」が横一列（被告標章1 - ，及び ）又は縦一列（被告標章1 - ）に表記されたものである。

また、被告標章1のうち、被告標章1 - の文字は、いずれも一般的な文字で表記されているのに対し、被告標章1 - ないし の各標章における「A」の文字の「 」の部分は「 」の形状をしており、中央の横線が「 」の左側を突き抜けている。また、被告標章1 - は、「PIA」の両側に丸形の記号「・」を付し、「・PIA・」と表記されている。

なお、被告標章1 - ないし は、いずれも赤地に白抜きで、やや縦に長く表記されている。

(イ) 称呼

被告標章1は、いずれも「ピア」又は「ピーアイエー」の称呼を生じる。

(ウ) 観念

被告標章1から、特段の観念を生じない。

(エ) 要部

被告標章1 - ないし は、「PIA」の部分のみから成るので、全体が要部となる。

被告は、被告標章1 - の要部について、「・」の記号を含む「・PIA・」全体であると主張する。しかし、「・」の記号は何ら特徴のあるものではなく、付加的なものにすぎないし、何らの称呼や観念も生じない。被告自身、必ずしも「・」を付した被告標章1 - のみを使用している訳でもなく、「PIA」の部分のみで使用する場合もある（被告標章1 - ~ ）のであるから、「・」の部分を出所表示として特段強調してもいい。したがって、「・」の部分に役務の出所識別機能があるとは認められない。

よって、被告標章1 - を含む被告標章1において出所識別機能を有するのは、いずれも「PIA」の部分であり、同部分をもって被告標章1の

要部というべきである。

イ 被告標章2

(ア) 外観

被告標章2は、いずれも被告標章1 - 1もしくは1 - 2に、ハイフン「 - 」及びローマ数字「 I 」を、標準的な字体で、横一列に配したものである。

また、被告標章2 - 1は、「 P I A - 1 」の両側に丸形の記号「 ・ 」を付し、「 ・ P I A - 1 ・ 」と表記されている。

なお、被告標章2 - 2は、赤地に白抜きで表記されている。

(イ) 称呼

被告標章2は、いずれも「ピアツー」又は「ピーアイエーツー」などの称呼を生じる。

(ウ) 観念

被告標章2のうち「 P I A 」の部分には特段の観念が生じないが、「 P I A 」の後にシリーズの2番目を想起させる「 - 2 」が付されたことにより、「2番目の P I A 」や「 P I A の2号店」などの観念を想起させるものといえる。

(エ) 要部

被告標章2 - 1には、「 P I A - 1 」の両側に「 ・ 」との記号が付されているものの、被告標章1 - 1において説示したとおり、「 ・ 」の部分に出所識別機能があるとは認められない。

また、「 - 2 」の部分についても、「ツー」という称呼を生じ、「2番目」との観念を生じさせるものであるとはいえ、格別特徴のある字体ではなく、「 P I A 」と併せても「2番目の P I A 」や「 P I A の2号店」との観念しか想起させないのであるから、被告標章2において出所識別機能を有するのは、あくまで「 P I A 」の部分であるというべきである。

したがって、被告標章2の要部は「 P I A 」の部分であると認められる。

ウ 被告標章3

(ア) 外観

被告標章3は、いずれも被告標章1 - 1もしくは1 - 2に、「 W O R L D 」とのローマ字を、標準的な字体で、2段（被告標章3 - 1）又は横一列（被告標章3 - 2）に配したものである。

また、被告標章3 - 1及び3 - 2は、赤地に白抜きで、「 P I A 」の両側に丸形の記号「 ・ 」を付し、「 ・ P I A ・ W O R L D 」と表記されている。

(イ) 称呼

被告標章3は、「ピアワールド」又は「ピーアイエーワールド」などの

称呼を生じる。

(ウ) 観念

被告標章3のうち「PIA」の部分には特段の観念が生じないが、「PIA」の後に「WORLD」すなわち「世界」を意味する英単語が付されており、これにより、「PIAの世界」等の観念を想起させるものといえる。

(エ) 要部

被告標章3 - 及び については、「PIA」の両側に「・」との記号が付されているが、被告標章1 - において説示したとおり、「・」の部分に出所識別機能があるとは認められない。

また、「WORLD」の部分についても、「ワールド」という称呼を生じ、「世界」との観念を想起させるものであるが、格別特徴のある字体ではなく、「PIA」の両側に付された「・」によって、むしろ「PIA」の部分が強調される結果となっている。加えて、「PIA」と併せても「PIAの世界」との観念しか想起させないのであるから、被告標章3において出所識別機能を有するのは、あくまで「PIA」の部分というべきである。

したがって、被告標章3の要部は「PIA」の部分と認められる。

エ 被告標章4

(ア) 外観

被告標章4は、いずれも被告標章1 - もしくは1 - に「Center」とのローマ字を、標準的な字体で、2段（被告標章4 - ）又は横一列（被告標章4 - ・ ）に配したものである。

また、被告標章4 - 及び は、赤地に白抜きで、「PIA」の両側に丸形の記号「・」を付し、「・PIA・Center」と表記されている。

(イ) 称呼

被告標章4は、「ピアセンター」又は「ピーアイエーセンター」などの称呼を生じる。

(ウ) 観念

被告標章4のうち「PIA」の部分には特段の観念が生じないが、「PIA」の後に「Center」すなわち「中心」や「中心となる施設」を意味する英単語が付されており、これにより、「PIAの中心」や「PIAの中心施設」などの観念を想起させるものといえる。

(エ) 要部

被告標章4 - 及び には、「PIA」の両側に「・」との記号が付されているが、被告標章1 - において説示したとおり、「・」の部分に出

所識別機能があるとは認められない。

また、「Center」の部分についても、「センター」という称呼を生じ、「中心」、「中心施設」などの観念を想起させるものであるとはいえ、格別特徴のある字体ではなく、「PIA」の両側に付された「・」によって、むしろ「PIA」の部分が強調される結果となっている。そして、「PIA」と併せても「PIAの中心」や「PIAの中心施設」などの観念しか想起させないものであるから、被告標章4において出所識別機能を有するのは、あくまで「PIA」の部分というべきである。

したがって、被告標章4の要部は「PIA」の部分と認められる。

オ 被告標章5及び6

(ア) 外観

被告標章5は、いずれも被告標章1 - もしくは1 - に「Center」とのローマ字並びに「P - 1」とのローマ字とアラビア数字をハイフンでつないだものを、標準的な字体で、3段（被告標章5 - ）、横一列（被告標章5 - ）に配し、又は横一列の「PIA Center」の右側に縦書きの「P - 1」を配したもの（被告標章5 - ）である。

被告標章6の外観は、いずれも被告標章5における「P - 1」の部分を「P - 2」に変えたものである。

また、被告標章5 - 及び並びに被告標章6 - 及びは、赤地に白抜きで、「PIA」の両側に丸形の記号「・」を付し、「・PIA・Center」と表記されたものに「P - 1」又は「P - 2」との部分をつけたものである。

(イ) 称呼

被告標章5は、「ピアセンターピーワン」又は「ピーアイエーセンターピーワン」などの称呼を生じ、被告標章6は、「ピアセンターピーツー」又は「ピーアイエーセンターピーツー」などの称呼を生じる。

(ウ) 観念

被告標章4において説示したとおり、被告標章5及び6のうち「PIA Center」の部分には「ピアの中心」又は「ピアの中心施設」などの観念が生じる。また、「P - 1」及び「P - 2」には、通常、観念が生じないものの、被告の店舗における使用態様として、被告店舗4の正面出入口（甲3の写真4 - ）には「PART」との、被告店舗5の正面出入口（甲3の写真5 - ）には「PART」との表記があることからすれば、「P - 1」及び「P - 2」は「PART」及び「PART」の略語であると想起できる。そして、「PART」や「PART」は、一連のシリーズの1番目や2番目を想起させることから、被告標章5及び6

は、「ピアの中心施設の1番」及び「ピアの中心施設の2番」などの観念を想起させるものと認められる。

(エ) 要部

被告標章5 - 及び 並びに被告標章6 - 及び には、「PIA」の両側に「・」との記号が付されているものの、被告標章1 - において説示したとおり、「・」の部分に出所識別機能があるとは認められない。

また、「Center」の部分併せても、被告標章4において説示したとおり、「PIA」の部分部分が要部であるといえる。

さらに、「P - 1」及び「P - 2」の部分についても、一連のシリーズの「1番」又は「2番」との観念を想起し得るものであるが、格別特徴のある字体ではなく、「PIA Center」と併せても、「ピアの中心施設の1番」及び「ピアの中心施設の2番」などの観念しか想起させないのであるから、被告標章5及び6においても、出所識別機能を有するのは、「PIA」の部分というべきである。

したがって、被告標章5及び6の要部は「PIA」の部分と認められる。

カ 被告標章7

(ア) 外観

被告標章7は、いずれも被告標章1 - もしくは1 - に、「グループ」との片仮名を、横一列に配したものである。

なお、被告標章7 - は、赤地に白抜きで表記されている。

(イ) 称呼

被告標章7は、「ピアグループ」又は「ピーアイエーグループ」などの称呼を生じる。

(ウ) 観念

被告標章7のうち「PIA」の部分には特段の観念が生じないが、「PIA」の後に「グループ」すなわち「集団」を意味する単語が付されており、これにより、「PIAの集団」等の観念を想起させるものといえる。

(エ) 要部

被告標章7には「PIA」に「グループ」の部分が付されており、かかる部分は「グループ」という称呼を生じ、「集団」との観念を想起させるものであるが、格別特徴のある字体ではなく、「PIA」と併せても「PIAの集団」等の観念しか想起させないのであるから、被告標章7において出所識別機能を有するものも、あくまで「PIA」の部分というべきである。

したがって、被告標章7の要部は「PIA」の部分と認められる。

(3) 類否の検討

ア 本件登録商標と被告各標章の要部すなわち「P I A」の部分の外観を対比すると、いずれも、ローマ字の大文字である「P」、「I」、「A」から成るといふ点において一致する。

また、「P I A」の部分の称呼は「ピア」又は「ピーアイエー」であり、いずれの読み方がされるにせよ同一の称呼を生じる。

被告は、被告各標章（いずれも を除く。）における「P I A」の「A」の文字が「特徴的な意匠」を取り入れており、本件登録商標とは外観において異なると主張する。たしかに、前記認定のとおり、本件登録商標の「A」の文字は標準的に用いられるローマ字の大文字に近いが、被告各標章（いずれも を除く。）における「A」の文字は、「」の部分「」の形状をしており、中央の横線が「」の左側を突き抜けているという差異は認められる。しかし、この程度の字体の変更は格別のものとはいえず、
「特徴的な意匠」といえるようなものではない。

むしろ、被告各標章（いずれも を除く。）における「P I A」は、やや縦に長い点や、ゴシック体類似の書体で記載されている点や、「P」の文字の形状の違いは僅かであることや、「I」の文字は字体も同一であることが認められる。

イ 上記のとおり、本件登録商標と被告各標章の要部、すなわち「P I A」の部分については、外観において類似しており、称呼も同一であることから、両者は出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるといふべきである。

よって、本件登録商標と被告各標章は、類似すると認められる。

2 争点2（本件請求が権利の濫用に当たるか）について

(1) 本件商標登録における無効事由の有無について

被告は、本件商標登録は、商標法3条1項4号及び同法4条1項10号違反の無効事由があると主張するので検討する。

ア 商標法3条1項4号について

被告は、「P I A」が女性の「名」を表す単語であると主張し、「ピア」と名の付く人物に係る人名辞典（乙1，2）を提出するものの、少なくとも、我が国において「ピア」が女性の名前を表すものとして認識されているとは認め難い。

また、被告は、「ピア」が「ユートピア」の略語として用いられるとも主張するものの、そのような用法が一般的であると認めるに足りる証拠もない。

そもそも、前述したとおり（前記1(1)，(2)ア），「P I A」からは特段の観念を生じるとは認められず、「P I A」がありふれた氏・名称であると認められることもないといふべきである。

イ 商標法4条1項10号について

被告は、本件商標登録出願前から、「パーラーぴあぱれす」（大阪府門真市）、「ぴあ91」（岡山県笠岡市）、「PARLORPIAA」（大阪市北区）、「ピア」（広島県福山市）といった名称のパチンコ店が存在しており、需要者に広く認識されていたと主張する。しかし、被告が主張する各店舗の経営主体は「ぴあ91」と「ピア」が同一であるほかは、いずれも異なっており、必ずしも同一の出所を表示するものではない。また、被告も自認するとおり、パチンコ店の商圏は広いものではなく、ある程度、地域的に限られているため、仮に被告の主張する店舗の名称が、当該地域の需要者に一定程度認知されていたとしても、都道府県単位に満たない限られた地域における認知にすぎないものと推認される。

商標法4条1項10号における周知性は全国的なものである必要はないとはいえ、同号が先願主義の例外規定であって、これにより後の商標出願が排除されるという強い効果が生じることからすれば、広域における周知性を要するというべきであり、少なくとも、被告が主張する店舗のように、都道府県単位に満たない程度の周知性では、同号の定める「他人の業務に係る…役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標」には当たらないというべきである。

ウ 以上のとおり、本件商標登録に無効事由が存することを理由とする権利濫用の主張については、理由がない。

(2) その他の事情

ア 被告が被告各標章を使用するに至った経緯について

被告は、「PIA」の屋号を自ら考案し、平成16年12月から被告店舗1において使用し始めたものであり、被告各標章を使用したことは全くの偶然であったと主張する。

しかし、本件商標登録がなされたのは、平成10年7月10日であり、被告が被告各標章を使用するに当たって、「PIA」との商標登録の有無を調査すれば、容易に本件商標登録の事実を知り得たはずである。

そうすると、仮に被告が本件商標登録を知らずに被告各標章の使用をしていたとしても、単に被告が基本的な調査を怠ったというにすぎないというべきであるから、これを被告に有利な事情として酌むことはできない。

イ 営業地域について

被告は、原告が神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県でパチンコ店を設け、営業しているのに対し、被告は兵庫県伊丹市及び宝塚市のみで営業しているにすぎないことを主張する。

たしかに、パチンコ店の商圏は、通常、それほど広いものではなく、現

時点において、原告のパチンコ店と被告のパチンコ店の顧客が現実に競合していることは認められない。しかし、商標権は、全国的に効力を有するものであり、現時点において競合していないからといって、差止等の請求を否定する根拠とはならない。

ウ 他のパチンコ店舗の営業状況について

被告は、現在、「PIA」、「ぴあ」、「ピア」の名称又はこれを含む名称を使用するパチンコ店が他にも複数存在すること及び原告がこれらの者に対して権利行使をしていないことからすると、本件請求は被告に対する営業妨害ないし嫌がらせ等の不当な目的によるものであるなどと主張する。

しかし、仮に商標権を侵害している者が他に複数存在するとしても、原告は、その者らに対しても権利行使をすることができるというにすぎない。そもそも、いつ誰に対して権利行使をするかは商標権者の自由にゆだねられるべき事柄であって、いまだ全員に対して権利行使をしていないとしても、そのことが一部の者に対する権利行使を制限する理由とはなり得ない。

なお、本件請求が被告に対する営業妨害を企図しているなど不当な目的に基づくものであるかについても、念のため検討すると、被告の主張する原告が他の者に権利行使をしていないという事情のみでは、これを認めるに足りない。他にこれを認めるに足りる主張立証は全くなく、この点に関する被告の主張も、具体的な根拠に基づかない不合理な主張というほかない。かえって、原告は、被告各標章の使用態様が原告の本件登録商標の使用態様と酷似しており、特に悪質であったことから、まず被告に対して本件請求をしたと主張しているところ、証拠（甲3～6）によれば、原告の使用態様と被告のそれとは、赤地に白抜き表記である点において類似していることが認められる。そうすると、本件訴訟提起の動機に関する原告の上記説明は、客観的にも裏付けられており、内容においても自然かつ合理的なものであることが十分に窺える。

エ 以上によれば、本件請求が権利の濫用に当たり、許されないものと認めることはできない（なお、本件商標登録に無効事由の存しないことは、前記(1)に述べたとおりである。）。

3 争点3（原告による黙示の承諾の有無）について

被告は、原告が平成16年12月から被告各標章の使用を知っていたとして、その使用について原告による黙示の承諾があった旨主張する。

しかし、その主たる根拠は、「P-WORLD」なるウェブサイトにおける被告の店舗情報の掲載であるところ、原告も主張するとおり、同サイトは基本的にパチンコを利用するユーザーのためのポータルサイトであり、すべてのパ

チンコ店経営者がこれを逐次チェックしているとまでは認められない。

被告の店舗情報が上記サイトに掲載されたという事実のみをもって、原告が被告による被告各標章の使用を知っていたと認めることはできず、その他、原告が平成22年1月以前に、被告による被告各標章の使用を知っていたことを窺わせる事情は一切ない。

したがって、原告による黙示の承諾があったとする被告の主張は、前提となる事実を欠いており、採用することができない。

そもそも、仮に原告が被告各標章の使用を従前から認識していたとしても、そのことのみをもって、原告が黙示的に被告各標章の使用を承諾したなどと評価することはできないから、この点に関する被告の主張は失当なものである。

4 争点4 (権利失効の原則により本件請求が信義則違反となるか)について

被告は、原告が被告による被告各標章の使用を知らずながら不当に訴えの提起を遅らせたとか、被告が店舗の改装費用として1億0968万円余りの費用を支出したなどとして、本件請求は、権利失効の原則により信義則(民法1条2項)違反となると主張する。

しかし、前記3で認定したとおり、原告が平成22年1月以前に被告による被告各標章の使用を知っていたとは認められないのであるから、被告の主張はその前提を誤っている。そもそも、被告が被告各標章を使用するに当たって商標登録を調査しさえすれば、本件商標登録を極めて容易に知り得たのであるから、仮に本件請求によって被告が不利益を被ることになるとしても、それは自らなすべき基本的な調査を怠ったことに起因するものである。そうであるにもかかわらず、原告の権利行使を不当である旨論難するのは責任転嫁にほかならない。

したがって、被告の主張は理由がない。

5 争点5 (即時の差止めが許されるか)について

被告は、多額の改装費用を支出したことをもって、少なくともその償却が完了するまでの間、信義則上、差止めは認められないとも主張するが、前記説示のとおり、改装費用の支出は被告の基本的な調査不足に起因するものであるから、即時の差止めが許されない理由にはならない。

したがって、被告の主張は理由がない。

第5 結論

以上によると、原告の請求はいずれも理由があるから、これを認容し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条を、主文第1項及び第2項(ただし、第2項については、ウェブサイトにおける標章の削除に係る部分)の仮執行宣言につき同法259条1項をそれぞれ適用し、主文第2項(ただし、ウェブサイトにおける標章の削除を除く部分)の仮執行宣言については相当でないからこれ

を付さないこととして、主文のとおり判決する。

【論 説】

1．本件は、あえて取り上げなければならないほど重要な案件であるとは思わないが、請求認容される事案が少ない侵害訴訟事件であることから、取り上げることにした。また、一読すれば、そのとおりとよく理解することができる内容の判決である。

争点は5つ挙げられているが、第1の争点は、本件登録商標と被告標章らとの類似の有無である。裁判所がまず指摘している点は、被告はパチンコ店を開業するに際し、その店名について商標登録の調査を怠ったことである。被告にはサービスマークについて商標登録制度の知識が欠如していたのかも知れないが、特許事務所を訪ねて調査を依頼すれば、原告が専有する本件登録商標の存在は簡単に判明し、かつ被告商標はこれと類似する旨の判断が弁理士からなされていたであろうから、被告標章を使用せずに済んだであろう。

すなわち、両商標は「PIA」の部分では、外観、称呼、無觀念も同一又は類似することにより、出所について誤認混同を生ずるおそれがあるから、類似するものと判断され、第1の争点は解決した。

2．第2の争点は、本件請求が権利の濫用に当たるかであるが、これは本件商標は商標法3条1項4号及び4条1項10号に違反する無効事由があるものとの被告の主張であった。しかし、これについては証拠によって証明されないから理由がないと認定された。ただ裁判所は、法4条1項10号の適用にあっては、「周知性は全国的なものである必要はないとはいえ、広域における周知性を要するというべきであり、少なくとも、被告が主張する店舗のように、都道府県単位に満たない程度の周知性では、同号の定める『他人の業務に係る…役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標』には当たらないというべきである。」と説示していることは説得力があるといえる。

その結果、本件商標に無効事由が存することを理由とする権利の濫用論は退けられた。

また、被告は、本件商標と同一又は類似する名称を使用するパチンコ店は他にも複数存することと原告がこれらの者に対して権利行使をしていないとして、本件請求は被告に対する営業妨害ないし嫌がらせ等の不当な目的によるものと主張した。これに対し、裁判所は念のため検討するとしたが、被告にはこれを認めるに足りる主張立証はないのみならず、被告の各標章の使用態様が原告の本件商標の使用態様と酷似し、特に異質であったことから、まず被告に対し本件請求をしたということである。

3．第3の争点は、原告による黙示の承諾があったかであるが、被告が主張する根拠は、「P - WORLD」というwebsiteに、被告の店舗情報が掲載されていることにあった。

しかし、裁判所は、この事実だけで、原告が被告による各標章の使用を知っていたと認めることはできないし、平成22年1月以前に原告が被告による被告各標章の使用を知っていたとする事情は一切ないから、原告による黙示の承諾があったとする被告の主張は、前提となる事実を欠くと認定された。

4．第4の争点は、権利失効の原則により、本件請求が信義則違反となるかであるが、その理由として被告は、原告が被告による被告各標章の使用を知らずながら不当に訴えの提起を遅らせたとか、被告が店舗の改装費用として多額の費用を支出したなどを挙げ、本件請求は権利失効の原則により信義則（民法1条2項）違反となると主張した。

しかし、裁判所は、原告が平成22年1月以前に被告による被告各標章の使用を知っていたとは認められないとして、被告の主張はその前提を誤っていると認定した。そして、被告の各標章の使用行為は、そもそもそれ以前に被告がなすべき商標登録調査を怠ったことに起因するのだから、原告の権利行使を不当であると論難するのは、責任の転嫁にほかならないと認定した。

5．第5の争点は、即時の差止めが許されないとする被告の主張に対するものであるが、被告が理由とする主張はすべて被告側の都合によるものであるから理由にはない、と裁判所は認定した。

6．以上であるが、裁判所によるこのような親切な争点整理と認定は被告としても納得することができるであろう。被告側には改築費用に莫大な費用をかけたという事情があったことから、応訴せざるを得なかったのかも知れないが、第三者から見れば最初から答えが出ているような事件であったといえる。

〔牛木 理一〕

別紙

被告標章目錄

1 P I A



2 P I A -



3 P I A W O R L D



4 P I A C e n t e r



5 P I A Center P - 1



6 P I A Center P - 2



7 P I Aグループ



PIA

(500) 商品及び役務の区分の数 1

(511)(510) 商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務

- 41 研究用教材に関する情報の提供及びその仲介，セミナーの企画・運営又は開催，動物の調教，植物の供覧，動物の供覧，図書及び記録の供覧，美術品の展示，庭園の供覧，洞窟の供覧，演芸の上演，演劇の演出又は上演，音楽の演奏，教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作（映画・放送番組・広告用のものを除く。），放送番組等の制作における演出，映像機器・音声機器等の機器であって、放送番組等の制作のために使用されるものの操作，ゴルフの興行の企画・運営又は開催，相撲の興行の企画・運営又は開催，ボクシングの興行の企画・運営又は開催，野球の興行の企画・運営又は開催，競馬の企画・運営又は開催，競輪の企画・運営又は開催，競艇の企画・運営又は開催，小型自動車競走の企画・運営又は開催，その他の運動競技の企画・運営又は開催，音響用又は映像用のスタジオの提供，運動施設の提供，カラオケ施設の提供，その他の娯楽施設の提供，映画・演芸・演劇・音楽又は教育研修のための施設の提供，映写機及びその附属品の貸与，映写フィルムの貸与，楽器の貸与，スキー用具の貸与，スキンドайビング用具の貸与，テレビジョン受信機の貸与，ラジオ受信機の貸与，図書の貸与，レコード又は録音済み磁気テープの貸与，録画済み磁気テープの貸与，ネガフィルムの貸与，ポジフィルムの貸与，遊戯用具の貸与，遊戯場機械器具の貸与，遊園地用機械器具の貸与，絵画の貸与，クイズイベントの企画・運営又は開催

別紙

対照表

被告標章1	甲3写真2 - , 甲4 , 甲5の1の5頁
	甲3写真1 - , 3 -
	甲3写真1 - , 甲5の1の1頁
	甲3写真1 - ~ , 2 - , 甲5の1の1頁
被告標章2	甲4 , 甲5の3の6頁
	甲3写真2 - ~ , 甲4
	甲3写真2 - ~ , , , 甲5の3の1頁
被告標章3	甲4 , 甲5の2の11頁
	甲3写真3 - , ~ , 甲4 , 甲5の2の1頁
	甲3写真3 - , 甲5の2の3頁
被告標章4	甲5の4の10頁 , 甲5の5の13頁
	甲3写真4 -
	甲3写真4 - ~ , ~ , 5 - ~ , 甲5の4の1頁 , 2頁 , 甲5の5の1頁 , 2頁
被告標章5	甲4 , 甲5の4の12頁
	甲4 , 甲5の4の1頁
	甲5の4の4頁
被告標章6	甲4 , 甲5の5の15頁
	甲4 , 甲5の5の1頁
	甲5の5の3頁
被告標章7	甲4
	甲3写真2 - , , 甲4